

令和 8 年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高年齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。

雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるものに限り補助金を交付します

補助金申請受付期間 令和 8 年 5 月 20 日～令和 8 年 10 月 31 日

1.専門家総合対策コースの（１）は令和8年5月20日～令和8年8月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります。

対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること。
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットやQ&Aもご確認ください。

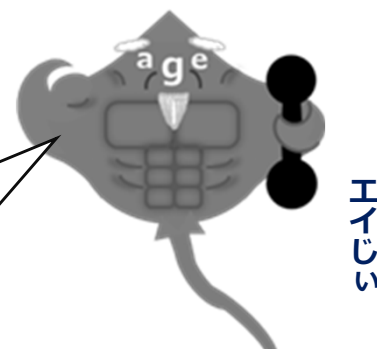
HPはこちら→



選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは
下の表を**チェック**
じゃ



	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント (RA) の実施に要する費用 (2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	(1) 4/5 (2) 1/2	100 万円 (1) と (2) の合計金額 (消費税を除く)
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	(3) 1/2	100 万円 (消費税を除く)
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4) 3/4	30 万円 (消費税を除く)

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

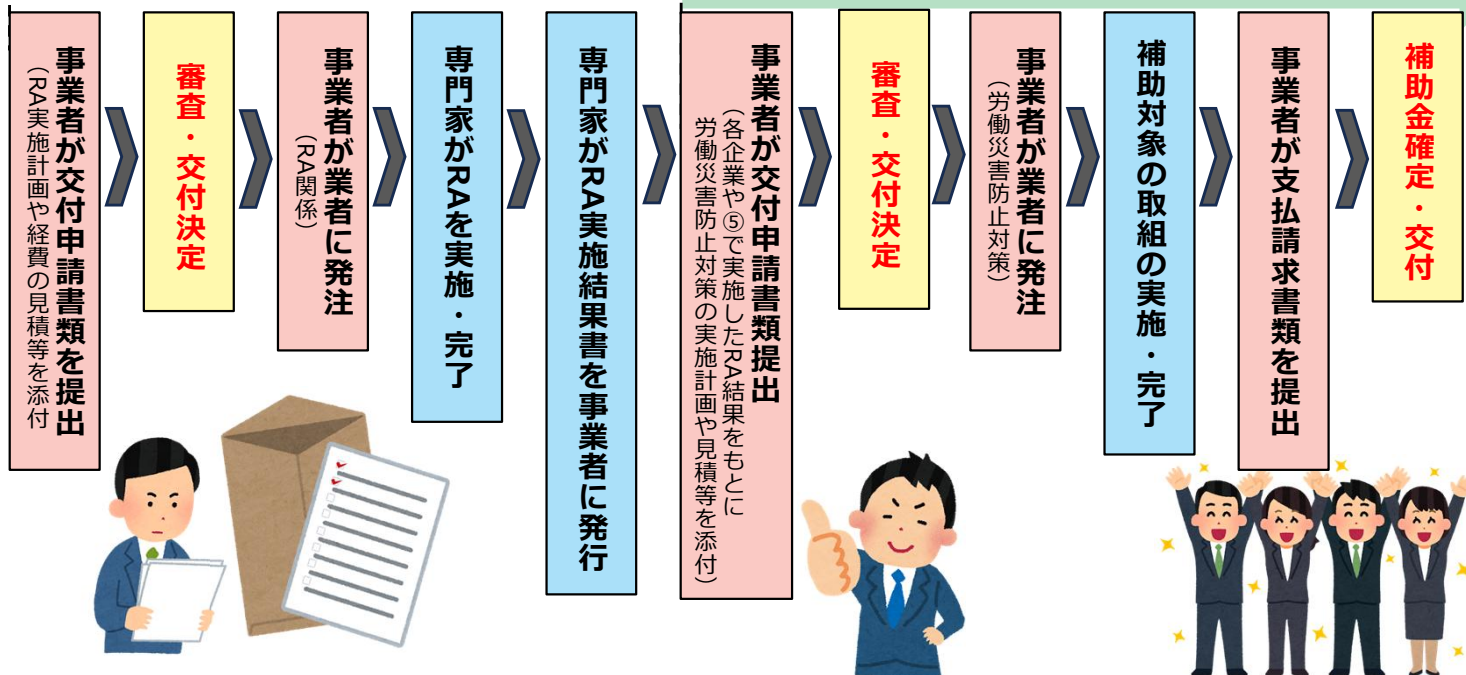
申請フローの概要

申請から交付までは主に以下の手順で行われます。

1. 専門家総合対策コース(1) 外部専門家によるリスクアセスメント(RA)を活用する場合

1. 専門家総合対策コース(2) 自社の担当者がRA実施する場合、

2. 熱中症対策コース、3. コラボヘルスコースの場合



補助金コースによって申請フローは異なります。詳細は各コースの手引きをご覧ください。

申請方法については、①郵送のほか、②電子申請(J Grants)による補助金申請も可能ですので、ご活用ください。(<https://www.igrants-portal.go.jp/>)

各コースの詳細はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ(<https://www.jashcon-age.or.jp/>)に掲載の申請様式(手引き)も参照ください。



交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)

※専門家総合対策コースの1.(1) 外部専門家によるリスクアセスメントの申請期限は8月31日まで。

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

関係書類
送付先
(郵送の場合)

申請書類は郵送で送付ください(メールでの申請はできません)
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください

お問合せ先

申請担当

電話: 03(6381)7507
FAX: 03(6809)4086

支払担当

電話: 03(6809)4085
FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>